

基安発0214第1号

平成24年2月14日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

(公 印 省 略)

除染特別地域等における重要な生活基盤の点検、整備に従事する労働者の放射線障害防止措置について

東日本大震災により発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に係る土壌等の除染等の業務又は廃棄物収集等業務（以下「除染等業務」という。）に従事する労働者の放射線障害防止を適切に実施するため、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。）及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日付け基発第1222第6号。以下「ガイドライン」という。）が示されているところである。

今後、除染の進展に伴い、除染特別地域又は汚染状況重点調査地域（環境モニタリングにより、平均空間線量率が $0.23\mu\text{Sv/h}$ を下回ることが確認された地域を除く。以下「除染特別地域等」という。）における、道路、河川等の重要な生活基盤の点検、整備のための作業の本格化が予想される場所であるが、警戒区域内への一般的な公益立入による作業については、原子力災害対策本部より「警戒区域への一時立入許可基準」（平成23年4月23日付け原子力災害本部長名文書。平成23年5月17日付け基安発0517第3号（以下「0517通達」という。）参照）が示され、重要な生活基盤の点検・整備のための作業については「重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域に立ち入る際の許可方針について」（平成23年12月22日付け原子力災害対策本部文書。別添1参照。以下「許可方針」という。）及び「新たな避難指示区域における復旧に向けた取組について（要請）」（平成24年2月14日付け、復興庁、原子力災害対策本部文書。別添2参照。）が示されたところである。

このため、警戒区域内における一般的な公益立入に伴う作業については、引き続き、0517 通達に定めるところにより関係事業場を指導することとするが、除染特別地域等において重要な生活基盤の点検・整備の作業に従事する労働者の放射線障害防止については、下記のとおりとすることとしたので、関係事業場に対する指導等に遺漏なきを期されたい。

なお、別添3により、岩手県知事、宮城県知事、福島県知事、茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事及び千葉県知事に対して通知していることを申し添える。

おって、本通達をもって、「除染に関する緊急基本方針」及び「市町村による除染実施ガイドライン」に基づく除染作業における労働者の放射線障害防止について」（平成23年9月9日付け基安発0909第1号）を廃止する。

記

- 1 除染特別地域等において行われる生活基盤の点検、整備の作業の中に、伐木、枝打ち、草刈り、表土のはぎ取り、土砂・草木・瓦礫等の除去・撤去・運搬、除去土壌・汚染廃棄物の収集・運搬・保管、屋根・外壁・コンクリート・アスファルト等の洗浄・剥ぎ取り・削り取り、汚染された土壌・工作物等の被覆等の作業（以下「除染類似作業」という。）が含まれる場合、除染等業務と同様の被ばくが予想されることから、これら作業を実施する事業者は、ガイドラインに定めた措置のうち、必要な措置を実施する必要があること。
ただし、除染類似作業を臨時の作業として行う場合（土工を主としない構造物の建設等）はこの限りでないこと。
- 2 事業者は、除染特別地域等において、上記1に該当する作業を行う場合は、「許可方針」の別添2「事業者が重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域に立入を行う場合に事業者が満たすべきことが必要な事項」に定められている事項に加え、次に掲げる措置を実施すること。
 - (1) ガイドラインの第3に定める被ばく線量管理を実施すること。
 - (2) ガイドラインの第4に定める被ばく低減のための措置（第4の4を除く。）を実施すること。なお、第4に定める事前調査、作業計画については、除染類似作業のみについて作成する必要はなく、他の作業と一体となった施工計画等に含まれても差し支えないこと。
 - (3) ガイドラインの第5の汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置を適切に実施すること。なお、第5の3の汚染検査の実施にあたっては、労働者のうち、除染類似作業に従事した者のみを対象とすることで差し支えないこと。

- (4) 除染類似作業に従事する労働者に対し、ガイドラインの第6の2の教育のうち、作業を実施する上で必要な項目について教育を実施すること。
 - (5) 除染類似作業に常時従事する労働者に対しては、ガイドラインの第7に定める特殊健康診断の実施等の健康管理措置を実施すること。
 - (6) ガイドラインの第8に定める安全衛生管理体制を構築すること。なお、除染類似作業のみに係る管理体制を構築する必要はなく、他の作業を実施するための安全衛生管理体制と一体となった運用で差し支えないこと。
- 3 事業者は、平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える地域において、上記1の除染類似作業の準備作業として屋外での線量測定、測量、現況調査等の作業を実施する場合は、ガイドラインの第3で定める被ばく線量管理を実施すること。

重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域に立入る際の許可方針について

平成23年12月22日
原子力災害現地対策本部
公益一時立入りチーム

今後、警戒区域内の重要な生活基盤を点検・整備するニーズが急速に増大することが見込まれる中、安全性を確保しつつ、円滑かつ迅速な立入りを実現するため、以下の方針に基づき、立入りの許可を行うこととする。

1. 本許可方針の対象となる重要な生活基盤
別添1に示す「重要な生活基盤の例」を対象とする。
2. 申請者
申請者は、当該事業の実施主体である公的機関（福島県、市町村等（別添1に示す重要な生活基盤を管理する民間事業者を含む））から委託・発注を受けた事業者とする。なお、公的機関が自ら申請者となることを妨げないものとする。
3. 立入りに係る安全管理
警戒区域内における放射線被爆に対する作業者の安全に関する責任主体は事業者とする。なお、当該公的機関は、事業者に対して、別添2の事項を周知し、遵守するよう指導することとする。
4. 申請先
申請書は、公益目的の一時立入りの申請様式に基づいて作成し、立入り先の市町村長に提出する。（複数の市町村をまとめて申請することは不可）なお、申請に際しては、申請先となる市町村と事前に十分に連絡・調整を行うこととする。
また、当該立入りが公的機関の委託・発注に基づくものであることを示すため、別添3の様式に従い、当該公的機関が発行する確認書を添付することとする。
5. 申請内容
申請する事業の内容は、申請者が同一であれば、別添1に示す複数の事業を一括して申請することを可能とする。なお、事業実施中に作業実施者や立入り車両に変更が生ずる場合には、変更内容を申請先の市町村に届け出ることとする。

6. 立入り期間

1回の申請で可能な立入り期間は最長3ヶ月とする。(更新は可)

7. 立入り条件

立入り事業者は、上記に加え、「公益目的の一時立入りにおける注意事項（別添4）」を遵守するとともに、申請書に記載した立入り目的以外の行動を厳に慎むこととする。

(付則)

平成23年11月1日策定

平成23年12月22日一部改訂

重要な生活基盤の例

- ✓ 道路、一般自動車道若しくは専用自動車道又は路外駐車場
- ✓ 河川及びこれらの河川に治水又は利水の目的をもつて設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設
- ✓ 農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設(※)
※国、地方公共団体、土地改良区、又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合研究開発機構が設置するもの
- ✓ 鉄道事業に供する施設
- ✓ 港湾施設又は漁港施設
- ✓ 海岸保全施設
- ✓ 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設
- ✓ 国又は地方公共団体が設置する電気通信設備
- ✓ 放送事業の用に供する放送設備
- ✓ 一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物
- ✓ ガス工作物
- ✓ 水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設
- ✓ その他原子力災害対策本部が必要と認めるもの

(別添2)

事業者が重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域への立入りをを行う場合に事業者が満たすことが必要な事項

平成 23 年 8 月 16 日
原子力被災者生活支援チーム

○本事項は、警戒区域内において、1ヶ月程度継続反復して別添の重要な生活基盤の点検・整備を行う事業者に適用する。

(事業者に関する事項)

1. 事業者は、作業敷地内の空間線量率を測定する。
2. 事業者は、従業員が受ける放射線の量を最小限とするよう努める。
3. 警戒区域内の滞在については、原子力安全委員会の「避難区域への一時帰宅に関する助言」(平成 23 年 3 月 28 日)を踏まえ、従業員の受ける線量が一回当たり最大 1mSv 以内とすることを条件とする。
4. 事業者は、従業員が受ける放射線の量が直近一年の間に 20mSv を超えないようにする。空間放射線量測定結果等を踏まえ、作業の結果、従業員が受ける放射線の量が 20mSv を超えることが予想される場合には、当該作業は控える。
5. 事業者は、女性従業員については、5mSv を超えないようにする。加えて、妊娠している場合又は妊娠した場合には、区域内にて就労させない。
6. 事業者は、複数の従業員を代表する従業員(作業グループのリーダー等)又は従業員全員に個人線量計を携帯させ、従業員の受ける放射線量を適切に管理する。
7. 事業者は、従業員が警戒区域への立入り、退出を行う際は可能な限り集団で行うよう適切な措置を講じる。
8. 事業者は、下記の点を遵守し、適切な労働環境を維持する。
 - ①屋外での作業時間が可能な限り少なくなるよう、従業員に業務を実施させる。
 - ②土埃や砂埃が多い時には、屋外での作業を中断し、従業員を屋内施設に退避させる。
 - ③従業員に休憩、喫煙、飲食等を行わせる際は、屋内施設を使用する。
 - ④定期的に従業員に健康診断を受けさせる。
 - ⑤屋外、屋内施設含め、警戒区域内の滞在期間を可能な限り短くする。

9. 事業者は、従業員に以下の事項を遵守させる。

⑥屋外作業の際には、長袖シャツ・長ズボン、マスク、帽子、足カバー及び手袋の着用等により、放射性物質の吸入及び付着による汚染の拡大を防止する。足カバーについては、靴を履き替えることにより、放射性物質の付着を防止することもできる。

⑦足カバーを屋内施設と屋外で替える等、事業所内に放射性物質を持ち込まないための対策を講じる。

⑧屋内施設に入所の際及び帰宅時には、洗顔、手洗い、うがいを行う。

10. 事業者は、従業員に対し放射線に関する知識、当該屋内外作業場所における放射線の状況、リスク情報等を十分に提供した上で、作業にあたる全ての従業員から当該屋内外作業場所での勤務についての同意を書面で得るものとする。

11. 警戒区域から退出する場合には、必要なスクリーニングを行う。

(従業員に関する事項)

12. 従業員は、妊娠している場合及び妊娠した場合には、速やかに事業者に報告する。

(以上)

(別添3)

公的機関が提出する確認書の様式

年月日

〇〇〇 市町村長 殿

(公的機関名)

(連絡先) 担当者氏名

住所

TEL/FAX

警戒区域に立ち入る事業者について

警戒区域の立入りを実施する下記の事業者及び作業内容は、重要な生活基盤の点検・整備のため、当機関の要請に基づき行うものです。

立入りに際しては、事業者に「事業者が重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域への立入りを行う場合に事業者が満たすことが必要な事項(平成23年8月26日原子力被災者生活支援チーム)」を遵守させることとします。

記

1. 立入者(組織名称)
2. 立入り期間
平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月
3. 一時立入りをする場所
4. 一時立入りをすることによる公益性(作業内容)

以上

【注意事項】

<別添4>

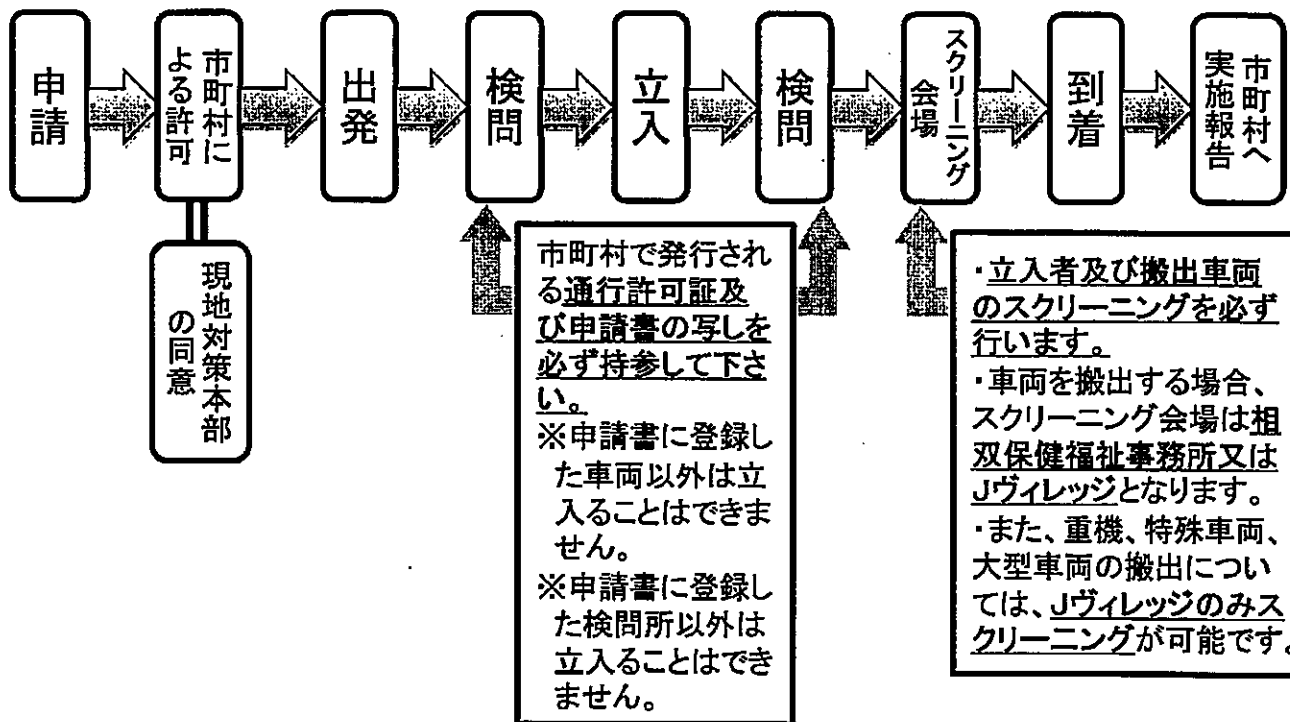
警戒区域へ公益目的の一時立入りを申請される事業者の方へ

1. 公益目的の一時立入りとは

立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者が、自らの責任において警戒区域に立入りを行うものです。公益目的とは、具体的には以下のような場合になります。これらの公益目的に該当しない場合は、警戒区域へ立入ることはできません。

- (ア) 住民基本台帳等、それがなければ避難住民に対する公共サービスの遂行が著しく困難になる資料等を持ち出すために立入る場合
- (イ) 病院のカルテ等、それがなければ避難住民の健康の維持が著しく困難になる資料等を持ち出すために立入る場合
- (ウ) 事業の継続や雇用の維持のために必要な重要物品等を持ち出すために立入る場合
 - 1 全国又は当該地域において重要な生産活動を行っている事業者
 - 2 生活必需品はじめ住民生活に密着した製品を製造している事業者
 - 3 地域の雇用に大きく貢献している事業者
 - 4 震災復興に関連する事業活動を行っている事業者
 - 5 地域経済を支える重要な事業活動を行っている事業者
- (エ) その他市町村長が公益上特に必要と認めるもの

2. 公益目的の一時立入りの流れ



3. 持ち出せないもの

以下のものについては、持ち出すことはできません。

- ・食べ物
- ・生き物
- ・事業に関係のないもの
- ・スクリーニングの結果、1万3千cpmを超えたもの(裏面参照)
- ・屋外にある農機具など除染が困難なもの

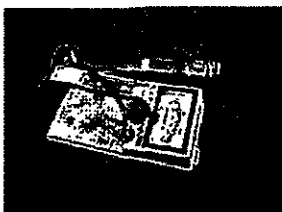
4. 防護装備

放射線防護の観点から、以下の装備をご自身で用意し、着用の上、立入りを行ってください。

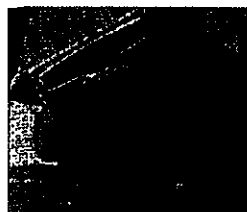
- ・防護服又は雨合羽(長袖・長ズボンの場合は不要)
- ・帽子
- ・マスク
- ・靴カバー
- ・ゴム手袋

5. 放射線管理

- ・警戒区域への立入りに際しては、GMサーベイメータ及び線量計を必ず用意してください。線量計については、立入る人数分必要です。お持ちでない場合は市町村にご相談ください。
 - ・「2. 公益目的の一時立入りの流れ」のスクリーニング(汚染の計測)会場では、立入者の身体及び搬出車両のみスクリーニングを行うこととなっておりますので、立入車両及び持ち出し物品については、ご自身でGMサーベイメータを使用して必ずスクリーニングを実施してください。スクリーニングの結果、1万3千cpmを超えたものは搬出できません。
- ※9月16日からスクリーニングの基準が変更となりましたので、ご注意ください。
- ・一時立入りに際しては、一回の立入りあたり被ばく線量が1mSv以内となるよう線量計による管理を徹底してください。
 - ・事業者は、従業員が受ける放射線量が直近一年間で20mSvを超えないよう適切に管理してください。



・GMサーベイメータ
搬出物品等の汚染を計測



・線量計
身体が受けた被曝量を計測

6. 同意事項

警戒区域への一時立入りにあたっては、以下の全ての事項を確認の上、同意の場合は申請書「⑤立入者」の「同意事項確認」欄にチェックをお願いします。

- 申請内容を遵守します。
- 警戒区域が危険であることを十分認識し、自らの責任において立入りを実施します。
- 警戒区域を出る際には、立入者の身体及び搬出車両については、スクリーニング会場において確実にスクリーニングを実施し、必要があれば除染を行います(注意事項別紙参照)。
- 持ち出し物品及び立入車両については、立入者自ら放射線測定を行い(持ち出し物品の場合は、現場において積み込む前に)、汚染されていないもののみを持ち出します。
- 立入場所(立入場所までの往復を含む。)においては、災害応急対策に従事する担当官の指示及び安全管理のために同行する者(一部地域に限る)の指示に従います。
- 一時立入りに付随して発生するゴミ等の廃棄物は、除染が必要なものを除いて立入者が責任を持って適正な処分をします。

7. その他

- ・「県北保健福祉事務所」、「郡山市保健所」及び「いわき市保健所」では、10月15日以降土日祝日が閉庁となっておりますので、他のスクリーニング会場を選択してください。
- ・申請書作成の際には、目的・搬出物・数量を具体的に記載してください。
- ・申請内容と異なる行動や物品の搬出等が判明した場合、10万円以下の罰金又は拘留に処される場合があります(災害対策基本法第116条第2号)。
- ・警戒区域に立入る際は、必ず申請書及び通行許可証を携行してください。検問時又は入域時に、警察等から申請書の内容を確認される場合があります。

平成23年12月23日 改訂

スクリーニング会場及び除染会場について

1. スクリーニング会場

○福島県等が運営する主な公設のスクリーニング会場は、以下の表のとおりです。

○ヒトの身体及び搬出車両のスクリーニングは、原則公設のスクリーニング会場において実施します。搬出車両のスクリーニングについては、No. 1及び4の会場で実施することができます。

○持出し車両が重機、特殊車両及び大型車両の場合は、No. 1の会場でのみスクリーニングが可能です。

○なお、市町村が、インフラ事業等の実施のため特別に必要であると認めた場合は、公設の会場以外の場所に、臨時会場を設けることも可能です。

(表: 主な公設スクリーニング会場)

No.	会場名	所在地	受付時間	連絡先	スクリーニングの対象
1	Jヴィレッジ	楡葉町大字山田岡字美シ森8	9:30～17:30	03-6373-3215	ヒト、車両(重機等も可)
2	県北保健福祉事務所	福島市御山町8-30	10:00～16:30(※)	024-534-4104	ヒト
3	郡山市保健所	郡山市朝日二丁目15-1	10:00～16:30(※)	024-924-2120	ヒト
4	相双保健福祉事務所	南相馬市原町区錦町1-30	10:00～16:30	0244-26-1326	ヒト、車両(乗用車のみ可)
5	いわき市保健所	いわき市内郷高坂町四方木田191	10:00～16:30(※)	0246-27-8555	ヒト

(※)土・日・祝日は実施しません。

2. 除染会場

○スクリーニングの結果、基準値(13,000cpm)を超えていた場合は、除染を行う必要があります。

○ヒトの身体の除染については、警戒区域の北側(南相馬市馬事公苑)及び南側(Jヴィレッジ)の2か所において実施します。なお、車両の除染については、Jヴィレッジでのみ実施可能です。

事務連絡
平成24年2月14日

関係府省庁 各位

復興庁
内閣府原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チーム

新たな避難指示区域における復旧に向けた取組について

標記につきまして、添付の通り要請いたしますので、対応方よろしくお願いたします。

併せて、福島県庁の関連部署、所管するインフラ施設管理者への通知をお願いいたします。

(連絡先)

復興庁 原子力災害復興班 塩田 (03-5545-7385)
内閣府原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チーム 住民安全班 林 (03-3501-1537)

平成24年2月14日

関係府省庁 各位

復興庁
内閣府原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チーム

新たな避難指示区域における復旧に向けた取組について(要請)

1. 福島第一原子力発電所事故の収束に向けた工程表のステップ2が完了したことから、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)が発出された。これにおいて警戒区域及び避難指示区域は、3月末を一つの目途として、新たに3つの避難指示区域(①避難指示解除準備区域、②居住制限区域、③帰還困難区域)に見直すこととされている。
2. 本見直しは原則線量に応じて線引きをするが、比較的線量の低い地域は早期に帰還に向けた準備を進める地域として設定される。このため、生活・産業の基盤となる施設については、線引きが完了する前であっても、住民が安全・安心に帰還できる環境を早期に整備するため、災害復旧事業を迅速に進めることが必要となる。また、線量の高い地域においても、防犯・防災上不可欠な施設や広域の地域経済社会の復興のために地元自治体等から早期復旧を強く要望される施設については、先行して現況把握等に取り組む必要がある。
3. このため、生活・産業基盤施設の復旧に向け、避難指示解除準備区域の設定が想定される地域への立入りに関する手続きの簡素化を図るとともに(「新たな避難指示区域の線引き完了までの復旧作業の進め方」(別添1)参照)、作業に必要な放射線量の情報として「警戒区域等における放射線量の確認方法について」(別添3)を用意したので、関係府省庁においては、新たな避難指示区域の線引きを待つことなく、速やかに所管する施設の復旧について積極的に対応されたい。
4. 特に、①避難指示解除準備区域に設定されることが想定される地域は、災害復旧事業に必要な被災状況の把握や災害復旧事業を迅速に進めるとともに、②居住制限区域に設定されることが想定される地域においても、必要に応じて被災状況の把握に加え、広域の地域経済社会の復興のために地元自治体等から早期復旧を強く要望されている施設の復旧について鋭意取り組まれない。

新たな避難指示区域の線引き完了までの復旧作業の進め方

ステップ2の完了及び12月26日の原子力災害対策本部決定を踏まえ、警戒区域における公益目的の一時立入りに関する事務手続きを一部簡素化したため、今後は下記に基づき、生活・産業基盤施設の復旧に取り組まれない。なお、新たな避難指示区域の設定にかかる区域運用については、(別添2)も参照されたい。

1. 避難指示解除準備区域候補地(避難指示解除準備区域に設定されることが想定される地域)

- (1) 対象施設が所在する地域の放射線量を計測し、平均空間線量率が $3.8 \mu\text{Sv/h}$ (年間積算線量 20mSv 相当) 以下であることが確実なことを確認する。
- (2) 当該地域での作業は、災害復旧事業に必要な調査その他の生活・産業の基盤の復旧のための調査を基本とし、災害復旧事業に着手する。
- (3) 当該地域での作業にあたっては、公益目的の一時立入り(別添4)によることとなるが、この場合の個人線量計による線量管理、防護装備の着用、警戒区域の出入りの際のスクリーニングは、必ずしも求めない。

2. 居住制限区域候補地(居住制限区域に設定されることが想定される地域)

- (1) 当該地域での作業は、必要に応じて最小限の被災箇所及び被災の程度(復旧に係る年数・費用等)の把握を原則とする。
- (2) ただし、電気・水道・通信など防災上不可欠な施設や基幹道路、廃棄物処理施設、下水処理場など、当該地域を含む広域の地域経済社会の復興のために地元自治体から早期復旧が強く要望されているもの(常磐自動車道の整備等)は、十分な防護措置を講じた上で進める。
- (3) 当該地域での作業にあたっては、公益目的の一時立入りを活用し、個人線量計による線量管理、防護装備の着用、警戒区域の出入りの際のスクリーニングを確実に実施する。

※ 線引きの前後にかかわらず、現行の避難指示区域又は新たな避難指示区域において作業を行う者であって、放射性物質の除染等作業及び廃棄物の処理等を事業として実施する者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染等電離規則」という。)等が適用されることに留意すること。また、除染類似作業等を事業として実施する者については、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」のうち必要な事項を実施する必要があること。詳細については、厚生労働省のHPを参照すること(http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/josen_gyoumu/)。併せて、5ページの参考資料を参照下さい。

新たな避難指示区域の設定にかかる区域運用の整理(案)

	法的位置付け	区域内への立入	区域内で認められる活動	認められない活動	スクリーニング	被ばく管理
--	--------	---------	-------------	----------	---------	-------

1. 線引き完了まで(3月末まで)

帰還困難区域候補地	避難指示+20km圏内は警戒区域	国主導の一時立入り方式	①一時帰宅 ②公益立入り	①左記以外の活動全般	警戒区域の出入りに際してスクリーニングを確実に実施	個人線量計・防護装備の着用を確実に実施
居住制限区域候補地	避難指示+20km圏内は警戒区域	国主導の一時立入り方式	①一時帰宅 ②公益立入り(防災上不可欠な施設や基幹道路等の復旧を含む) ※計画的避難区域については上記に加え、③通過交通、④特例的な事業操業	①左記以外の活動全般	警戒区域の出入りに際してスクリーニングを確実に実施 ※計画的避難区域については、なし	個人線量計・防護装備の着用を確実に実施 ※計画的避難区域については、なし
避難指示解除準備区域候補地	避難指示+20km圏内は警戒区域	国主導の一時立入り方式	①一時帰宅 ②公益立入り(公的インフラ等の災害復旧事業を含む) ※計画的避難区域については上記に加え、③通過交通、④特例的な事業操業	①左記以外の活動全般	作業区域が3.8μSv/h以下であることを確認した上で作業を実施 ※計画的避難区域については、なし	

2. 警戒区域解除から避難指示解除まで

帰還困難区域	避難指示+物理的防護措置	国主導の一時立入り方式	①住民の一時帰宅 ②公益立入り(常磐道復旧工事含む)	①左記以外の活動全般	帰還困難区域の出入りに際してスクリーニングを確実に実施	個人線量計・防護装備の着用を確実に実施
居住制限区域	避難指示+線量が高いことを示す看板等	立入り行為自体は制約されない	①住民の一時帰宅 ②公益立入り(防災上不可欠な施設や基幹道路等の復旧を含む) ③特例的な事業再開	①宿泊 ②一般の事業再開	なし	なし
避難指示解除準備区域	避難指示	立入り行為自体は制約されない	上記①②に加えて、以下が可能 ①公的インフラ等の災害復旧事業 ②雇用の維持・確保を図るための製造業等の事業再開 ③病院、福祉施設、店舗等居住者を前提とした事業の再開準備 ④営農の再開 ⑤上記に付随する保守修繕、運送業務等	①宿泊 ②病院、福祉施設、店舗等居住者を前提とした事業の再開 ※市町村とも調整し弾力運用もあり	なし	なし

新たな避難指示区域の設定にかかる区域運用の整理(案)

	法的位置付け	区域内への立入	区域内で認められる活動	認められない活動	スクリーニング	被ばく管理
--	--------	---------	-------------	----------	---------	-------

(参考)線引き完了及び概ねの物理的防護措置がなされた段階から警戒区域解除まで

掃蕩困難区域	避難指示+20km圏内は警戒区域	国主導の一時立入り方式	<ul style="list-style-type: none"> ①住民の一時掃宅 ②公益立入り(常磐道復旧工事含む) 	①左記以外の活動全般	警戒区域の出入りに際してスクリーニングを確実に実施	個人線量計・防護装備の着用を確実に実施
居住制限区域	避難指示+20km圏内は警戒区域	簡易な方式による検問通過	<ul style="list-style-type: none"> ①住民の一時掃宅 ②公益立入り(防災上不可欠な施設や基幹道路等の復旧を含む) ③特例的な事業再開 	<ul style="list-style-type: none"> ①宿泊 ②一般の事業再開 	なし	なし
避難指示解除準備区域	避難指示+20km圏内は警戒区域	簡易な方式による検問通過	上記①②に加えて、公益立入りとして以下が可能 <ul style="list-style-type: none"> ①公的インフラ等の災害復旧事業 ②雇用の維持・確保を図るための製造業等の事業再開 ③病院、福祉施設、店舗等居住者を前提とした事業の再開準備 ④営農の再開 ⑤上記に付随する保守修繕、運送業務等 	<ul style="list-style-type: none"> ①宿泊 ②病院、福祉施設、店舗等居住者を前提とした事業の再開 ※市町村とも調整し弾力運用もあり	なし	なし

インフラ復旧に係る作業に当たっての留意事項

線引きの前後にかかわらず、現行の避難指示区域又は新たな避難指示区域において作業を行う者であって、放射性物質の除染等作業及び廃棄物の処理等を事業として実施する者（以下「作業実施者」という。）は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染等電離則」という。）等が適用されます。また、除染類似作業^(注1)又はその準備作業^(注2)を事業として実施する者については、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）のうち必要な事項^(注3)を実施する必要があります。

(注1) 「除染類似作業」とは、伐木、枝打ち、草刈り、表土のはぎ取り、土砂・草木・瓦礫等の除去・撤去・運搬、除去土壌・汚染廃棄物の収集・運搬・保管、屋根・外壁・コンクリート・アスファルト等の洗浄・剥ぎ取り・削り取り、汚染された土壌・工作物等の被覆等の作業（ただし、除染類似作業を臨時の作業として行う場合（土工を主としない構造物の建設等）は除きます。）をいいます。

(注2) 除染類似作業の「準備作業」には、屋外での線量測定、測量、現況調査等も作業が含まれます。

(注3) 除染類似作業を実施する場合は、ガイドラインに定める被ばく線量管理、被ばく低減措置、汚染拡大・内部被ばく防止措置、労働者教育及び健康管理措置を実施する必要があります。

また、平均空間線量が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える地域で準備作業を実施する場合は、ガイドラインで定める個人線量計による被ばく線量管理が必要になりますのでご注意願います。

詳細は、平成 24 年 2 月 14 日付け、基安発 0214 第 1 号「除染特別地域等における重要な生活基盤の点検、整備に従事する労働者の放射線障害防止措置について」（厚生労働省労働基準局安全衛生部長発都道府県労働局長宛）を参照下さい。）。

警戒区域等における放射線量の確認方法について

1. 文部科学省の放射線量等分布マップ拡大サイト (<http://ramap.jaea.go.jp/map/>)

- 東京電力（株）福島第一原子力発電所から放出された放射性物質の影響を詳細に確認できるようにすることを目的として、最新の放射線量等分布マップ及び走行サーベイマップ並びに文部科学省が実施している様々なモニタリングの結果をもとに作成したもの。
- スマートフォンでの閲覧も可能。

2. 最新の放射線量等分布マップ (GIF 形式)

- 最新（第4次航空機モニタリングデータ：平成23年11月5日現在）の空間線量率データに警戒区域内の走行サーベイ結果を追加した上で、 $3.8\mu\text{Sv/h}$ を 20mSv/y に換算し、年間積算線量（mSv）として原子力災害対策本部が推計したもの。

【 $3.8\mu\text{Sv/h}$ と 20mSv/y の関係】

- ・この線量が1年間継続し、1日のうち、16時間を屋内、8時間を屋外で活動すると仮定した際の積算線量。

$$3.8\mu\text{Sv/h} \times (16\text{時間} \times 0.4 + 8\text{時間}) \times 365\text{日} = 20\text{mSv/y}$$

※屋内活動については、放射線が遮蔽されることから、「原子力施設等の防災対策について」（原子力委員会）における、「平屋あるいは2階建ての木造家屋」の低減係数0.4（つまり6割遮蔽される）を用いて補正。

3. 最新の航空機モニタリング等の電子データについて

- 生活・産業の基盤となる施設の復旧等の用に供するため、最新の航空機モニタリング等の電子データを必要とする場合には、復興庁に別添の事務連絡を提出すること。なお、民間事業者等においては、当該業種を所管する府省庁を経由して復興庁に別添の事務連絡を提出すること。

■復興庁

担当：原子力災害復興班 柴原（くわはら）

電話：03-5545-7343

事務連絡

平成〇年〇月〇日

復興庁

原子力災害復興班 御中

〇〇省〇〇〇局〇〇〇課

航空機モニタリングのデータ等提供について（依頼）

貴省で実施及び公表された環境モニタリング結果におけるデータ等について、下記のとおり、提供いただきたく依頼いたします。

記

1. 使用目的：
2. 依頼対象及びデータ範囲：
3. ファイル形式：
4. 必要な理由：
5. その他：

【担当者】

〇〇省〇〇〇局〇〇〇課

〇〇、〇〇

e-mail：

tel：

fax：

福島県 担当各位

各市町村 公益一時立入担当各位

平成23年12月22日
原子力災害現地対策本部
公益一時立入りチーム

公益一時立入りにおける「重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域に立入る際の許可方針について」の一部改訂について

いつもお世話になっております。

現在、各市町村におかれては、警戒区域内の重要な生活基盤の点検、整備等を実施するために警戒区域内に立入る際には、「重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域に立入る際の許可方針」（平成23年11月1日）（以下、「許可方針」という。）に基づき立入りの許可を行っていただいているところです。

12月16日に、福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）の事故の収束に向けた工程表のステップ2が完了したことを受けて、許可方針の「7. 立入の条件」において、福島第一原発から半径3 km圏内に立入る場合には、放射線管理要員（以下、「放管員」という。）を帯同することとしておりますが、別添（平成23年12月22日一部改訂）のとおり、当該要件を削除し、放管員の帯同は必要としないこととします。

なお、公益一時立入りの全般的な運用についても、許可方針の改定同様、福島第一原発から半径3 km圏内の立入りについて、放管員の帯同は必要としないこととします。

【本件に関する問い合わせ先】

原子力災害現地対策本部

公益一時立入りチーム 森屋、宮田

TEL. 024-523-1604

FAX. 024-523-1579

(別添省略)

別添3

基安発0214第2号
平成24年2月14日

岩手県知事
宮城県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事

殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

除染特別地域等における重要な生活基盤の点検、整備に従事する労働者の放射線障害防止措置について

東日本大震災により発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に係る土壌等の除染等の業務又は廃棄物収集等業務（以下「除染等業務」という。）に従事する労働者の放射線障害防止を適切に実施するため、当省において、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。）及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日付け基発第1222第6号。以下「ガイドライン」という。）を定めたところです。

今後、除染の進展に伴い、除染特別地域又は汚染状況重点調査地域（環境モニタリングにより、平均空間線量率が $0.23\mu\text{Sv/h}$ を下回ることが確認された地域を除く。以下「除染特別地域等」という。）における、道路、河川等の重要な生活基盤の点検、整備のための作業の本格化が予想されるようですが、警戒

区域内への一般的な公益立入による作業については、原子力災害対策本部より「警戒区域への一時立入許可基準」（平成 23 年 4 月 23 日付け原子力災害本部長名文書。平成 23 年 5 月 17 日付け基安発 0517 第 4 号（以下「0517 通達」という。）参照）が示され、重要な生活基盤の点検・整備のための作業については「重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域に立ち入る際の許可方針について」（平成 23 年 12 月 22 日付け原子力災害対策本部文書。別添 1 参照。以下「許可方針」という。）及び「新たな避難指示区域における復旧に向けた取組について（要請）」（平成 24 年 2 月 14 日付け、復興庁、原子力災害対策本部文書。別添 2 参照。）が示されたところです。

このため、警戒区域内における一般的な公益立入に伴う作業については、引き続き、0517 通達に定めるところによることとしていますが、除染特別地域等において重要な生活基盤の点検・整備の作業に従事する労働者の放射線障害防止については、下記のとおりとすることとしましたので、了知いただくとともに、貴管内市町村にも周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、別添 3 により、都道府県労働局長に対して通知していることを申し添えます。

おって、本通達をもって、「除染に関する緊急基本方針」及び「市町村による除染実施ガイドライン」に基づく除染作業における労働者の放射線障害防止について」（平成 23 年 9 月 9 日付け基安発 0909 第 2 号）は廃止しましたので、併せてご了知ください。

記

1 除染特別地域等において行われる生活基盤の点検、整備の作業の中に、伐木、枝打ち、草刈り、表土のはぎ取り、土砂・草木・瓦礫等の除去・撤去・運搬、除去土壌・汚染廃棄物の収集・運搬・保管、屋根・外壁・コンクリート・アスファルト等の洗浄・剥ぎ取り・削り取り、汚染された土壌・工作物等の被覆等の作業（以下「除染類似作業」という。）が含まれる場合、除染等業務と同様の被ばくが予想されることから、これら作業を実施する事業者は、ガイドラインに定めた措置のうち、必要な措置を実施する必要があること。

ただし、除染類似作業を臨時の作業として行う場合（土工を主としない構造物の建設等）はこの限りでないこと。

2 事業者は、除染特別地域等において、上記 1 に該当する作業を行う場合は、「許可方針」の別添 2 「事業者が重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域に立入を行う場合に事業者が満たすべきことが必要な事項」に定められている事項に加え、次に掲げる措置を実施すること。

- (1) ガイドラインの第3に定める被ばく線量管理を実施すること。
 - (2) ガイドラインの第4に定める被ばく低減のための措置（第4の4を除く。）を実施すること。なお、第4に定める事前調査、作業計画については、除染類似作業のみについて作成する必要はなく、他の作業と一体となった施工計画等に含まれても差し支えないこと。
 - (3) ガイドラインの第5の汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置を適切に実施すること。なお、第5の3の汚染検査の実施にあたっては、労働者のうち、除染類似作業に従事した者のみを対象とすることで差し支えないこと。
 - (4) 除染類似作業に従事する労働者に対し、ガイドラインの第6の2の教育のうち、作業を実施する上で必要な項目について教育を実施すること。
 - (5) 除染類似作業に常時従事する労働者に対しては、ガイドラインの第7に定める特殊健康診断の実施等の健康管理措置を実施すること。
 - (6) ガイドラインの第8に定める安全衛生管理体制を構築すること。なお、除染類似作業のみに係る管理体制を構築する必要はなく、他の作業を実施するための安全衛生管理体制と一体となった運用で差し支えないこと。
- 3 事業者は、平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える地域において、上記1の除染類似作業の準備作業として屋外での線量測定、測量、現況調査等の作業を実施する場合は、ガイドラインの第3で定める被ばく線量管理を実施すること。

(別添1～3は省略)